

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害児通所給付費等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、障害児通所給付費等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和5年7月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費等に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせることにより、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療や社会との交流の促進その他の便宜を供与し療育の機会を確保することを目的とする障害児通所支援の利用に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給に関すること            ②障害児通所給付費決定の変更に関すること            ③障害福祉サービスの提供に関すること            ④費用の徴収に関すること</p>
③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付費等受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)               <ul style="list-style-type: none"> <li>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援関係情報」が含まれる16、56-2、116の項(別表第二における情報照会の根拠)</li> <li>：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、肢体不自由児通所医療費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務」である10、11、12の項</li> <li>：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」である16の項</li> </ul> </li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)               <ul style="list-style-type: none"> <li>(情報提供の根拠) 第12条、30条</li> <li>(情報照会の根拠) 第9条、10条、12条</li> </ul> </li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年特定個人情報保護委員会規則第5号)               <ul style="list-style-type: none"> <li>(情報提供の根拠) 第2条</li> </ul> </li> </ul>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	公表日	平成27年3月30日	平成28年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-1-③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-3-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援関係情報」が含まれる16、56-2、116の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、肢体不自由児通所医療費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務」10、11、12の項</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」16の項</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援関係情報」が含まれる16、56-2、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、肢体不自由児通所医療費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務」である10、11、12の項 :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」である16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12条、30条 (情報照会の根拠) 第9条、10条、12条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) (情報提供の根拠) 第2条</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-5-①部署	子ども未来部 子育て相談課	保健福祉部 障がい福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-5-②所属長	野儀 あけみ	加藤 啓代	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月1日	II-2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	I-5-①部署	保健福祉部 障がい福祉課	福祉部 障がい福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	I-5-②所属長の役職名	加藤 啓代	課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IV リスク対策	記載無し	記載追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-3-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)(情報提供の根拠) 第2条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年特定個人情報保護委員会規則第5号)(情報提供の根拠) 第2条</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月11日	公表日	令和4年3月31日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない